

下田市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0558)
④設備の充実		
合併処理浄化槽 設置整備事業	公共下水道事業認可区域又は田牛漁業集落排水処理施設の 処理対象区域に属さない区域	環境対策課
	5人槽:48万円以内 6～7人槽:59万8000円以内 8～10人槽:79万3000円以内	22-2213
住宅用太陽光発電システム設置費 補助金	市内に住民登録をしており、現在居住している住宅又は新築す る住宅に太陽光発電システムを設置する方	環境対策課
	設置する太陽光発電システムの最大出力の値に3万円を乗じ た額(上限12万円)	22-2213
下水道接続工事 の融資あっせん・ 利子補給制度	下田市公共下水道処理区域内の建物の所有者又は占有者の 方	上下水道課
	工事費の範囲においてトイレ1つにつき40万円、2つ目からは 20万円ずつ加算(最高100万円)	22-1200
下水道接続改造 費助成金制度	下水道供用開始の告示がなされた日から3年以内になる地域 において、未接続の建物が新たに公共下水道に接続する工 事を完成させ、使用開始届を提出した方(新築は対象外)	上下水道課
	供用開始1年以内:接続費用の1/2以内(限度額20万円) 供用開始1年～2年以内:接続費用の1/3以内(限度額10万 円) 供用開始2年～3年以内:接続費用の1/3以内(限度額5万 円)	22-1200
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援 補助金	物件を市内に有し、夫婦いずれもが39歳以下であり以下に該 当する方(対象経費:住居費、リフォーム費用、引っ越し費用) ①令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を 提出し受理され、所得の合算した金額が500万円未満である 夫婦 ②令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を 提出し受理され、所得の合算した金額が500万円未満である 夫婦	こども家庭課
	①令和8年度新婚世帯:60万円 ②令和7年度新婚世帯:60万円から既に受給した令和6年度補 助金の額を差し引いた額 ※県制度では30歳～39歳までは30万円助成のところ、市独 自分として30万円上乗せ	25-3636
⑥高齢者、障害のある方		
居宅介護住宅改 修費支給制度	(P16参照)介護保険の住宅改修と同じ	市民保健課
		22-2077

重度身体障害者等住宅改修費助成	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 ①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害によって障害程度等級が3級以上の方 ②視覚障害2級以上の方 ③難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害がある方	地域福祉課
	助成対象経費の9/10(限度額20万円)	22-2216
⑦住宅に困窮する方		
住宅確保給付金	(P16 参照)住居確保給付金と同じ	地域福祉課 22-2216
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照)わが家の専門家診断事業と同じ	建設課 22-2219
木造住宅耐震改修助成事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方又は所有者の方 以下の条件を満たすこと ①耐震診断の結果、評点が1.0以下の住宅 ②改修後の評点が1.0以上になる耐震補強工事 補助額115万円 ※低コスト工法を採用した場合は上記にプラス30万円	建設課 22-2219
	ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金	(P18 参照)ブロック塀等の安全確保事業と同じ 建設課 22-2219
がけ地近接危険住宅移転事業	①危険住宅の除却費補助 ②移転住宅の建設費補助 ③移転住宅の土地取得補助 ④移転住宅の造成費補助	建設課
	①限度額97万5千円 ②限度額465万円(借入金利子に対する一部を補助) ③限度額206万円(借入金利子に対する一部を補助) ④限度額60万8千円(借入金利子に対する一部を補助)	22-2219
耐震シェルター・防災ベッド整備事業費助成事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方又は所有者の方で、耐震診断により上部構造評点が1.0未満と判定された住宅	建設課
	経費の2/3以内の額(限度額40万)	22-2219
家具等転倒防止促進事業費補助金	市内に住所を有する当該住宅の所有者又は移住者であり、転倒防止器具を設置される方	防災安全課
	①器具の購入費用の1/2の額(限度額1万円) ②器具の購入及び取付けに係る費用の1/2の額(限度額2万円)	36-4145
感震ブレーカー整備費補助金	市内に住所のある住宅又は併用住宅を有する個人(新築含む)	防災安全課
	感震ブレーカー購入費及び設置工事に係る費用の2/3の額(限度額5万円/1箇所)	36-4145
宅地等防災工事資金補助金	人的被害を生ずる恐れのある宅地等の防災工事(擁壁の設置、浮石等の除去等)の事業をした方	建設課
	資金を銀行等の金融機関から借入れ、基準を満たした場合に27万円を限度として補助	22-2219

東伊豆町の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0557)
②リフォーム		
住宅リフォーム振興 事業補助金	以下の全てに該当すること ・申請時に住民登録をして、町内に居住している方 ・町税等を滞納していない方 ・事前に資格登録した町内施工業者が自ら行う工事 ・申請年度の3月 10 日までに完了報告を行うことができる工事	観光産業課 観光商工係
	工事費 100 万円以上の場合、20 万円 工事費5万円以上 100 万円未満の場合は、工事費の 20%	95-6301
③空き家、移住・定住		
空き家バンク登録 物件改修支援事業	以下の全てに該当すること ・登録物件を取得又は賃借し、東伊豆町に住民登録をする新規転入者 ・対象者及びその属する世帯全員に町税等の滞納がないこと ・以前に空き家バンク登録物件改修支援事業による補助を受けていないこと ・町の他の制度による補助金等を受けていないまたは受けようとしていないこと ・当該物件に5年以上居住すること ・1年以内に町から転出していないこと ・町内の施工業者で施工すること	企画調整課 生涯活躍 応援係
	工事費 100 万円以上の場合、20 万円 工事費 10 万円以上 100 万円未満の場合は、工事費の 20%	95-6202
空き家バンク登録 物件利用促進事業	以下の全てに該当すること ・登録物件を取得又は賃借し、東伊豆町に住民登録をする新規転入者 ・対象者及びその属する世帯全員に町税等の滞納がないこと ・以前に空き家バンク登録物件利用促進事業による補助を受けていないこと ・当該物件に5年以上居住すること ・登録物件を取得した者にあつては、取得者およびその属する世帯全員が町内に居住の用に供する建物を保有していないこと ・1年以内に町から転出していないこと	企画調整課 生涯活躍 応援係
	(1)住宅または住宅およびこの敷地を取得した場合 取得対価の3%以内とし 30 万円を限度とする (2)住宅を賃借した場合 家賃の 1/2 を補助額とし3万円を限度とする。回数は3ヶ月分とする	95-6202
空き家バンク登録 物件家財道具等 処分支援事業	以下の全てに該当すること ・登録物件の所有者 ・対象者及びその属する世帯全員に町税等の滞納がないこと ・交付日から2年以上空き家バンクの登録を継続すること。	企画調整課 生涯活躍 応援係

	ただし、当該物件の売買、賃貸等が成立した場合を除く ・以前に同一物件で空き家バンク登録物件家財道具等処分支援事業による補助を受けていないこと。ただし、所有者が変更になった場合を除く。 ・空き家バンク登録物件の家財道具等の処分に要する経費	
	補助対象経費の総額の 2/3 (上限 20 万円)	95-6202
若者定住促進住宅取得補助金	以下の全てに該当すること ・承認申請時において、夫、妻ともに満 40 歳未満の夫婦 ・転入前の世帯又は転入後 1 年以内の世帯 ・定住のための新築住宅又は中古住宅を取得し、5 年以上居住すること ・平成 29 年 4 月 1 日以降に契約が成立した住宅 ・町税等を滞納していないこと	企画調整課 生涯活躍 応援係
	基本額 30 万円 加算額 (1) 町内業者が新築した対象住宅を取得した場合: 10 万円 (2) 承認申請時において、若者夫婦に中学生以下の子がいる場合: 中学生以下の子 1 人に対し 10 万円 (30 万円限度)	95-6202
④設備の充実		
安全で美しいいえな み整備事業費補助 金(緑化等)	道路等に面して、町が定める基準を満たす緑化等を実施すること	建設整備課 建設管理係
	事業費と緑化等の長さ 1m につき 3 万 8400 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 33 万 3000 円)	95-6303
合併処理浄化槽 整備事業	合併処理浄化槽(共同設置する者を含む)を設置する者	住民福祉課 窓口係
	単独浄化槽からの設置替えの場合 5 人槽: 42 万 6000 円、6～7 人槽: 51 万 6000 円 8～10 人槽: 67 万 1000 円、11 人槽以上: 117 万 3000 円	95-6203
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	健康づくり課 介護係
		95-1124
地域生活支援事業 一日常生活用具給 付等事業一居宅生 活動補助用具	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の者で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が 3 級以上の者(特殊便器への取替は、上肢障害 2 級以上の者)又は視覚障害者 2 級以上の者。難病患者等にあつては下肢又は体幹機能に障害がある者。 ・障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	住民福祉課 福祉係
	用具の購入費および改修工事費の 9 割を補助(非課税世帯及び生活保護者は 10 割を補助)限度額は 20 万円	95-6204
⑦住宅に困窮する方		
住宅確保給付金	(P16 参照) 住居確保給付金と同じ	(1) 住民福祉課福祉係 (2) 賀茂健康福祉センター
		(1) 95-6204 (2) 0558-24-2035

⑧災害対策		
木造住宅等耐震性向上事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築され、又は同日に工事中であった居住のために継続して利用する木造軸組工法の一戸建て住宅、長屋及び集合住宅において耐震診断、耐震補強工事(補強計画一体型)及び除却工事を実施すること ※要件の詳細は、補助要綱を確認して下さい	建設整備課 建設管理係
	(1)耐震診断 1棟ごとに、耐震診断費の 2/3 以内(限度額4万 5000 円) (2)耐震補強工事(補強計画一体型) 1棟ごとに、耐震補強工事費の 8/10 以内(限度額 115 万円) (3)除却工事 1棟ごとに、除却工事費の 23/100 以内(限度額 40 万円)	95-6303
耐震シェルター及び防災ベッド整備事業費補助金	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造軸組工法の一戸建て住宅の1階部分に耐震シェルター又は防災ベッドを設置すること	建設整備課 建設管理係
	設置に要する経費の 2/3 を限度とし、40 万円/戸以内(高齢者等の居住する住宅※は、50 万円/戸以内) 高齢者等の居住する住宅とは、借家を除き、以下のいずれかに該当する住宅をいう (1)当該事業完了までに 65 歳以上となる者のみが居住するもの (2)身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの (3)介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの (4)療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの	95-6303
既存建築物等耐震性向上事業費補助金	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存建築物の耐震診断	建設整備課 建設管理係
	1棟ごとに、事業費と町が定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円)	95-6303
安全で美しいいえなみ整備事業費補助金(ブロック塀の撤去及び改善等)	以下のいずれかに該当すること (1)撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去すること (2)改善事業(緑化あり) 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を町が定める基準を満たす緑化により改善すること (3)改善事業(緑化なし) 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を安全な塀に改善すること	建設整備課 建設管理係
	(1)撤去事業 事業費と撤去の長さ1mにつき2万円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 26 万 6000 円) (2)改善事業(緑化あり) 事業費と改善するブロック塀等の長さ1mにつき3万 8400 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 33 万 3000 円) (3)改善事業(緑化なし) 事業費と改善するブロック塀等の長さ1mにつき3万 8400 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 33 万 3000 円)	95-6303

がけ地近接危険住宅移転事業費補助金	以下のいずれかに該当すること (1)静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域若しくは静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域に存する既存不適格住宅 (2)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅	建設整備課 建設管理係
	建物除去費補助 97万5000円(除却費用に対する一部補助) 建物建設費補助 465万円(借入金利子に対する一部補助) 土地取得費補助 206万円(借入金利子に対する一部補助) 敷地造成費補助 60万8000円(借入金利子に対する一部補助)	95-6303

河津町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0558)
①新築・購入		
木造住宅建築等 助成制度	平成 26 年1月1日以降に町内建築業者と木造住宅の新築・増築の工事に係る請負契約を締結し令和 10 年 12 月 31 日までに竣工したもの(町税を口座振込みで納付され、完納していること)	産業振興課
	・新築の場合 納税すべき固定資産税相当額の全額(15 万円/年を限度) ・増築の場合 納税すべき固定資産税相当額の 1/2(10 万円/年を限度) ・補助期間は最初の賦課年度から3年間	34-1946
③空き家、移住・定住		
空き家情報バンク 登録物件改修支 援事業	・登録物件を取得又は賃借し、契約後 1 年以内に河津町に住民登録をする新規転入者 ・対象者及びその属する世帯全員に納付すべき町税等の滞納がないこと ・以前に空き家バンク登録物件改修支援事業による補助を受けていないこと ・当該物件に5年以上居住すること ・1年以内に町から転出していないこと ・登録物件を借りた者にあたっては、所有者の同意を得ていること ・町内の施工業者で施工すること	企画調整課
	・工事費 100 万円以上の場合は、20 万円 ・工事費 10 万円以上 100 万円未満の場合は、工事費の 20%	34-1924
空き家情報バンク 登録物件利用促 進事業	・登録物件を取得又は賃借し、契約後 1 年以内に河津町に住民登録をする新規転入者 ・対象者及びその属する世帯全員に納付すべき町税等の滞納がないこと ・以前に空き家バンク登録物件利用促進事業による補助を受けていないこと ・当該物件に5年以上居住すること ・登録物件を取得した者にあつては、取得者及びその属する世帯全員が町内に居住の用に供する建物を保有していないこと ・1年以内に町から転出していないこと	企画調整課
	・住宅又は住宅及びこの敷地を取得した場合 取得対価3%以内(限度額 30 万円) ・住宅を賃借した場合 家賃 1/2(限度額3万円※回数は3ヶ月分)	34-1924

④設備の充実		
住宅用太陽光発電システム設置費補助	既存住宅(店舗併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置する場合で対象は10kW未満、町税等の滞納がないことが条件	企画調整課
	1kW当たり5万円、限度額 20 万円(4kWまで)	34-1924
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	既設の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えする方	町民生活課
	5人槽 設置替え 51 万 6000 円 7人槽 設置替え 62 万 2000 円 10 人槽 設置替え 81 万 1000 円 ※設置替え工事のみする方が対象です	34-1932
⑤新婚・子育て		
子育て応援住宅整備事業補助金	新築工事又は既存住宅の増改築・リフォーム工事で、世帯構成員に高校生以下の子どもを有する世帯又は申請時に妊婦がいる世帯、かつ町税等の滞納がないことが条件	福祉介護課
	100 万円以上の工事を対象とし、新築工事・増改築・リフォーム工事ともに補助対象経費の 1/10 を補助(限度額 15 万円)	36-3232
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険制度	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	福祉介護課 36-3232
重度身体障害者の住宅改修費給付制度 (地域生活支援事業一日常生活用具給付等事業一居宅生活動作補助用具)	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)のもので、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方(特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の方)又は視覚障害者2級以上のもの。難病患者等にあつては下肢又は体幹機能に障害があるもの。 ・障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	福祉介護課
	用具の設置費、改修費、対象者、限度額等はお問合せください。	36-3232
⑦住宅に困窮する方		
住宅確保給付金	(P16 参照) 住居確保給付金と同じ	福祉介護課 賀茂健康福祉センター
	世帯数や住宅の床面積によって家賃に限度額が生じます。詳細は下記にお問合せください。	36-3232 24-2035
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅	建設課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断	34-1952
木造住宅耐震補強助成事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する補強計画・工事(ただし補強計画策定及び補強工事を同一年度に連続して実施するものに限る)	建設課
	対象経費の8割(限度額 115 万円/戸)	34-1952

ブロック塀等耐震 改修促進事業費 補助金	撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある ブロック塀等を撤去する場合 改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある ブロック塀を安全な塀等に改善する場合	建設課
	撤去事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき 8,900 円を乗じた額のいずれか少ない額の 1/2 以 内(限度額 10 万円/1敷地) 改善事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき1 万 2800 円を乗じた額のいずれか少ない額の 1/3 以内 (限度額 16 万 6000 円/1敷地)	34-1952
家庭内家具等固 定推進事業	地震による家具等の転倒による被害の防止、軽減を図る事業	防災課
	高齢者世帯 対象品の購入費用(限度額 1 万円) 対象品の取付費用(限度額 1 万円) 一般世帯 対象品の購入費用の 1/2 以内(限度額 1 万円) 対象品の取付費用の 1/2 以内(限度額 1 万円)	34-1112
耐震シェルター及 び防災ベッド整備 事業費補助金	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅への防災ベッ ド又は耐震シェルター設置に対する補助金	防災課
	補助対象経費 設置に要する費用のうち、購入費、運搬費、 設置費(設置のため必要となる床下工事等を 含む) 高齢者世帯 補助対象経費の 5/6 以内(限度額 50 万円) 一般世帯 補助対象経費の 2/3 以内(限度額 40 万円)	34-1112

南伊豆町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0558)
②リフォーム		
住宅リフォーム振興事業助成金	町内に住民登録をしており、20万円以上のリフォームをされる方 申請年度の3月10日までに工事完了できる方	地域整備課
	改修工事に要する費用(消費税抜き) 100万円以上:20万円 300万円以上:30万円 10万円以上100万円未満:工事費の20%	62-6277
③空き家・移住・定住		
空き家バンク等リフォーム補助金	・空き家バンク登録物件の所有者、入居者又は入居者予定である方 ・物件を補助事業完了の日から継続して3年以上南伊豆町空き家バンク制度に登録すること ・物件を補助事業完了の日から継続して3年未満の期間に入居者を決定し、売買契約を締結すること ・もしくは賃貸借契約を契約期間2年以上で締結すること	企画課
	・リフォーム工事 物件の所有者は工事費用相当額の1/3(上限50万円) 入居者は工事費用相当額の2/3(上限80万円) ・家財処分 物件の所有者は処分費用相当額の2/3(上限30万円) 入居者は処分費用相当額の1/2(上限20万円)	62-6288
④設備の充実		
生活排水改善対策推進事業補助金	既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽に切り替え設置する方	生活環境課
	5人槽 38万6000円 7人槽 48万2000円	62-6270
公共下水道への接続に係る補助金事業	既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽に切り替え設置する方	生活環境課
	住宅リフォーム振興事業補助金対象メニューに下水道への接続工事あり	62-6270
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	町内に夫婦共に住民登録をしており、新生活する方 結婚に伴う住居、引越し、リフォームする方	福祉介護課
	新生活費用:最大50万円(世帯所得が500万円未満) 29歳以下:最大50万円 39歳以下:最大20万円	62-6233
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16参照)介護保険の住宅改修と同じ	福祉介護課
	補助額等はお問合せください	62-6233
日常生活用具給付等事業	(P16参照)日常生活用具給付等事業と同じ	福祉介護課
	限度額と自己負担額はお問合せください	62-6233

⑦住宅に困窮する方		
住宅確保給付金	(P16 参照) 住居確保給付金と同じ	福祉介護課
	補助額等はお問合せください	62-6233
〃	(P16 参照) 住居確保給付金と同じ	賀茂健康福祉センター
	補助額等はお問合せください	24-2035
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された既存木造住宅	地域整備課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断	62-6277
木造住宅耐震改修助成事業補助金	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評価点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事(ただし、総合評価点が 0.3 以上上がる工事に限る)	地域整備課
	補強計画と工事を一体的に実施する場合 115 万円/戸まで	62-6277
ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金	地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去、改善する場合	地域整備課
	撤去: 事業費と撤去するブロック塀等の長さ 1m につき 9200 円を乗じた額のいずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 10 万円/1 敷地) 改善: 事業費と撤去するブロック塀等の長さ 1m につき 1 万 2800 円を乗じた額のいずれか少ない額の 1/3 以内(限度額 16 万 6000 円/1 敷地)	62-6277
がけ地近接危険住宅移転事業	危険住宅の除却等をする場合(危険住宅とは、静岡県建築基準条例第 3 条の規定により指定した災害危険区域若しくは静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域に存する既存不適格住宅又は土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅)	地域整備課
	危険住宅の除却費補助 限度額 97 万 5000 円	62-6277
	移転住宅の建設費補助 限度額 465 万円(借入金利子に対する一部を補助)	
	移転住宅の土地取得費補助 限度額 206 万円(借入金利子に対する一部を補助)	
防災シェルター・防災ベッド設置事業補助金事業	移転住宅の敷地造成費補助 限度額 60 万 8000 円(借入金利子に対する一部を補助)	62-6277
	地震による住宅の倒壊から町民の生命を守るため、木造住宅に耐震シェルター又は防災ベッドを設置する方	
防災シェルター・防災ベッド設置事業補助金事業	・耐震シェルター 購入費、運搬費その他の設置に要する費用(設置のための床下工事等の附帯工事に係るものを除く。) 補助対象経費の 2/3 以内とし、20 万円を上限	62-6277
	・防災ベッド 防災ベッド又は防災ベッドフレームの購入に要する費用(組立、輸送及び付属品に係る費用を含む。) 補助対象経費の 2/3 以内とし、15 万円を上限	

感震ブレーカー設置事業補助金	町内に住宅を所有又は居住している個人及び町内に住宅を新築する方が設置する感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費。感震ブレーカーは(一社)日本配線システム工業会が定める規格に適合する構造及び機能を有するもの。(補助は1戸につき1回限り)	防災課
	感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費 ・既存の住宅 経費の 2/3 以内の額(限度額2万 5000 円) ・新築 1万円	62-6211
老朽危険家屋等解体撤去補助金	登記事項証明書に所有者として記載されている方または、その相続人。存在する行政区の代表者(補助金は1戸につき1階限り) ※防災対策の為、空き家などは対象となりません。	防災課
	老朽家屋の解体工事費用に要する経費 ・所有者や相続人 経費の 4/5 以内の額(限度額 50 万) ・行政区の代表者 経費の 4/5 以内の額(限度額 300 万)	62-6211

松崎町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0558)
②リフォーム		
住宅改修事業補助金	町内に1年以上住民登録をし、改修工事を行う住宅に現在居住している方、又は改修工事完了後速やかに居住する者	企画観光課
	工事費の20%以内(限度額20万円)	42-3964
③空き家、移住・定住		
空き家改修等補助金	松崎町空き家バンク登録物件における所有者又は、入居予定者が行う改修工事や残存する家財等の処分が対象	企画観光課
	改修50%(限度額50万円)家財処分80%(限度額10万円)	42-3964
④設備の充実		
住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	・町内に住民登録されている方 ・現在お住まいの住宅又は新築する住宅に太陽光発電システムを設置される方	生活環境課
	設置する太陽光発電システムの最大出力の値に5万円を乗じた額。 (限度額20万円、1000円未満の端数が生じたときは切り捨て)	42-3969
合併浄化槽設置補助事業	・住居を目的とした住宅および店舗併用住宅を建設又は購入した方で新たに合併処理浄化槽を設置する方 ・既設の浄化槽又は汲み取り式便所を合併処理浄化槽に切り替え設置する方	生活環境課
	5人槽 新設 16万8000円 設置替え 41万4000円 6～7人槽 新設 20万7000円 設置替え 51万6000円 8～50人槽 新設 27万6000円 設置替え 68万4000円	42-3969
生垣づくり奨励補助金	町内に土地を保有し、現に居住しているか営業している方	企画観光課
	新設 経費の1/2(限度額3万円) ブロック塀を撤去する場合は、延長1m(ブロック塀高80cm以上)につき2000円補助(限度額3万円)	42-3964
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	夫婦ともに婚姻日において39歳以下の新婚世帯を対象に新生活にかかる費用が対象。世帯所得が500万円未満であること。	健康福祉課
	住居費(住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)、リフォーム費用(住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用)、引越費用(引越・運送業者に支払った費用)が対象 ① 夫婦のいずれも29歳以下 60万円(上限) ② ①以外の場合 30万円(上限)	42-3966

⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	健康福祉課 42-3966
日常生活用具給付等事業	(P16 参照) 日常生活用具給付等事業と同じ	健康福祉課 42-3966
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照) わが家の専門家診断事業と同じ	産業建設課 42-3965
木造住宅耐震改修事業(補強計画一 体型)	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、補強計画を策定し、評点が 1.0 以上向上する工事 基準額 115 万円/戸以内	産業建設課 42-3655
木造住宅耐震改修事業(補強計画 の策定のみ実施)	高齢者のみが居住する住宅等で補強計画を策定したものの、やむを得ず耐震改修を断念するもの。耐震改修以外の命を守る対策を行うもの 14 万 4000 円/戸以内(図面がある場合) 25 万 9000 円/戸以内(図面がない場合)	産業建設課 42-3965
耐震シェルター・防災 ベッド設置事業	地震による住宅の倒壊から町民の生命を守るため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅に設置する方 購入費、設置費、設置に係る基礎及び床補強工事の費用 ・一般世帯 対象経費の 2/3 以内(限度額 40 万円) ・高齢者等世帯 対象経費の 5/6 以内(限度額 50 万円)	産業建設課 42-3965
ブロック塀等撤去 事業	地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 (一般) 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき 8900 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 10 万円/1 敷地) (優先津波避難路沿い) 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき 3 万 2000 円を乗じた額のいずれか少ない額(限度額なし)	総務課 42-3963
ブロック塀等改善 事業	地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀を安全な塀等に改善する場合 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき 3 万 8400 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 25 万円/1 敷地)	総務課 42-3963
家庭内家具等固定 推進事業	地震による家具等の転倒による被害の防止、軽減を図る事業を実施する方 災害時要配慮世帯 対象経費の 10/10(1 世帯 5 品まで) 一般世帯 対象経費の 1/2 以内(限度額 3 万円)	総務課 42-3963
感震ブレーカー設置 事業補助金	町内に住宅を所有又は居住している個人及び町内に住宅を新築する方が設置する感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費。感震ブレーカーは(一社)日本配線システム工業会が定める規格に適合する構造及び機能を有するもの。(補助は 1 戸につき 1 回限り) 感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費 ・既存の住宅 経費の 2/3 以内の額(限度額 2 万 5000 円) ・新築 1 万円	総務課 42-3963

西伊豆町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0558)
④設備の充実		
合併浄化槽設置補助事業	(1)住宅を建設または購入した方で、新たに合併処理浄化槽を設置する方 (2)既設の住宅用浄化槽または汲取式便所を合併処理浄化槽に切り替え設置する方	環境課
	5人槽 新設 44万2000円 設置替え 49万2000円 7人槽 新設 51万3000円 設置替え 57万3000円 10人槽 新設 64万8000円 設置替え 71万8000円	53-1408
⑥高齢者や障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	健康福祉課 52-1116
日常生活用具給付等事業	(P16 参照) 日常生活用具給付等事業と同じ	健康福祉課 52-1153
⑦住宅に困窮する方		
住宅確保給付金	(P16 参照) 住居確保給付金と同じ	賀茂健康福祉センター 24-2035
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅	建設課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	55-0212
木造住宅耐震改修助成事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のものを1.0以上とする耐震補強計画策定および耐震補強工事	建設課
	115万円/戸以内	55-0212
ブロック塀等の安全確保事業(避難路沿道等)	(1)撤去事業 地震発生時に倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 (2)建替え事業 地震発生時に倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀等を安全なフェンス等に建替える場合	建設課
	撤去事業 1敷地 26万6000円以内 改善事業 1敷地 33万3000円以内	55-0212
耐震シェルター設置助成事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅への耐震シェルター設置	建設課
	40万円/戸以内(高齢者のみの世帯等の場合は50万円/戸以内)	55-0212

防災機器等設置 推進事業	家具等固定器具・感震ブレーカー・火災報知器を3つ全て設置する場合の購入および設置に要する経費	防災課
	(1)家具等固定器具 16,600 円(災害時要援護者世帯等は 22,500 円／戸以内) (2)感震ブレーカー 33,300 円(災害時要援護者世帯等は 45,000 円／戸以内) (3)火災報知器等 13,300 円(災害時要援護者世帯等は 18,000 円／戸以内)	52-1965